平成２８年（フ）第４号
東京都国立市富士見台３丁目23番地の３田中ビル203
債務者　田村　浩雪
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月７日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４０号
大分県国東市武蔵町糸原86番地１
債務者　平山　眞治
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後１時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２７年（フ）第１６５号
沖縄県宜野湾市喜友名１丁目７番７号　新川方
債務者　宮城　和美
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第２２３６号
横浜市磯子区上中里町1005番地３　カルム101号
債務者　星野　晋作
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３０９号
横浜市南区井土ケ谷下町215番地１　井土ケ谷東団地１号棟803号室、住民票上の住所横浜市南区南太田１丁目49番３号
債務者　杉本しのぶ
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３４４号
横浜市青葉区さつきが丘21番地２　ドエルカメリア102
債務者　佐藤　勇輔
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３号
横浜市緑区霧が丘６丁目17番地13　コーポ617　D棟101号
債務者　池間　　徹
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０４４号
東京都立川市柏町１丁目36番地の36コーポラスミタ101号
債務者　渡邉　進士
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２７号
東京都町田市常盤町3335番地１レオパレスサンハイムＳ－106
債務者　堤　　慶子（旧姓比嘉）
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６７号
栃木県那須塩原市下永田７丁目1097番地17
債務者　平井　隆行
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月21日午前10時30分
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第６８号
栃木県那須塩原市下永田７丁目1097番地17
債務者　平井　節子
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月21日午前10時30分
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第６号
静岡県浜松市中区和合北４丁目35番17号、前住所静岡県磐田市蛭池433番地４
債務者　岩本　恵資
1　決定年月日時　平成28年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２７年（フ）第１２３号
大阪府松原市河合４丁目332番地の16、旧住所鳥取県鳥取市気高町下坂本1043番地５　町営住宅矢口団地第14－２号
破産者　幸山　将希
1　主文　当裁判所が平成28年１月４日午前10時になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「鳥取県鳥取市気高町下坂本1043番地５　町営住宅矢口団地第14－２号」とあるのを「大阪府松原市河合４丁目332番地の16、旧住所鳥取県鳥取市気高町下坂本1043番地５　町営住宅矢口団地第14－２号」と更正する。
2　決定年月日　平成28年２月３日
鳥取地方裁判所民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１６２８号
福岡市中央区平尾２丁目19番９－502号
破産者　小林　恒寛
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３２３号
福岡市博多区博多駅南４丁目２番10号、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区麹町２丁目10番３号リ・ノウ麹町１階
破産者　有限会社ザ・カンパニー
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部